平成２８年（フ）第１５１号
長崎県長崎市太田尾町1386番地
債務者　栗林　雅明（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
長崎県長崎市愛宕３丁目16番33号　ガーデンパーク貝賀１番館106
債務者　谷川　由紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３－404
債務者　玉寄さゆり
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４９４号
広島市佐伯区坪井１丁目14番26－405号
債務者　清川　章大（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
北海道苫小牧市宮前町１丁目６番13号
債務者　吉田　健次
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３００号
仙台市太白区人来田２丁目25番15号
債務者　阿部　雄毅
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
仙台市泉区松森字中道22番地の１
債務者　齋藤　幸弘
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
仙台市宮城野区田子１丁目18－67－305、住民票上の住所仙台市宮城野区福田町１丁目12番27－403号
債務者　三浦美代子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
宮城県塩竈市杉の入１丁目23番10号
債務者　赤間ゆき子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
仙台市若林区上飯田４丁目19番２号　シティハイム125－102、従前の住所仙台市太白区あすと長町３丁目１番１号　仮設住宅17号棟５
債務者　伊藤　謙一
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
秋田県男鹿市船越字船越436番地６
債務者　浅野はづき
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５号
秋田市寺内後城12番25号　城タチバナ２号
債務者　柴田　荘助
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
秋田県にかほ市象潟町長岡字家尻20番地
債務者　佐々木翔太
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第２７号
福島県白河市栄町８番地２　メゾン・ディオール１階３号室
債務者　三浦　秀和
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
福島県いわき市平字六間門１番地
債務者　杉浦　邦子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５３７号
千葉市若葉区小倉台６丁目1159番地13　レオネクストチャコルル201号
債務者　岩﨑　賀光（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８９号
千葉県市川市福栄１丁目16番23－201号
債務者　小山　薫子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係